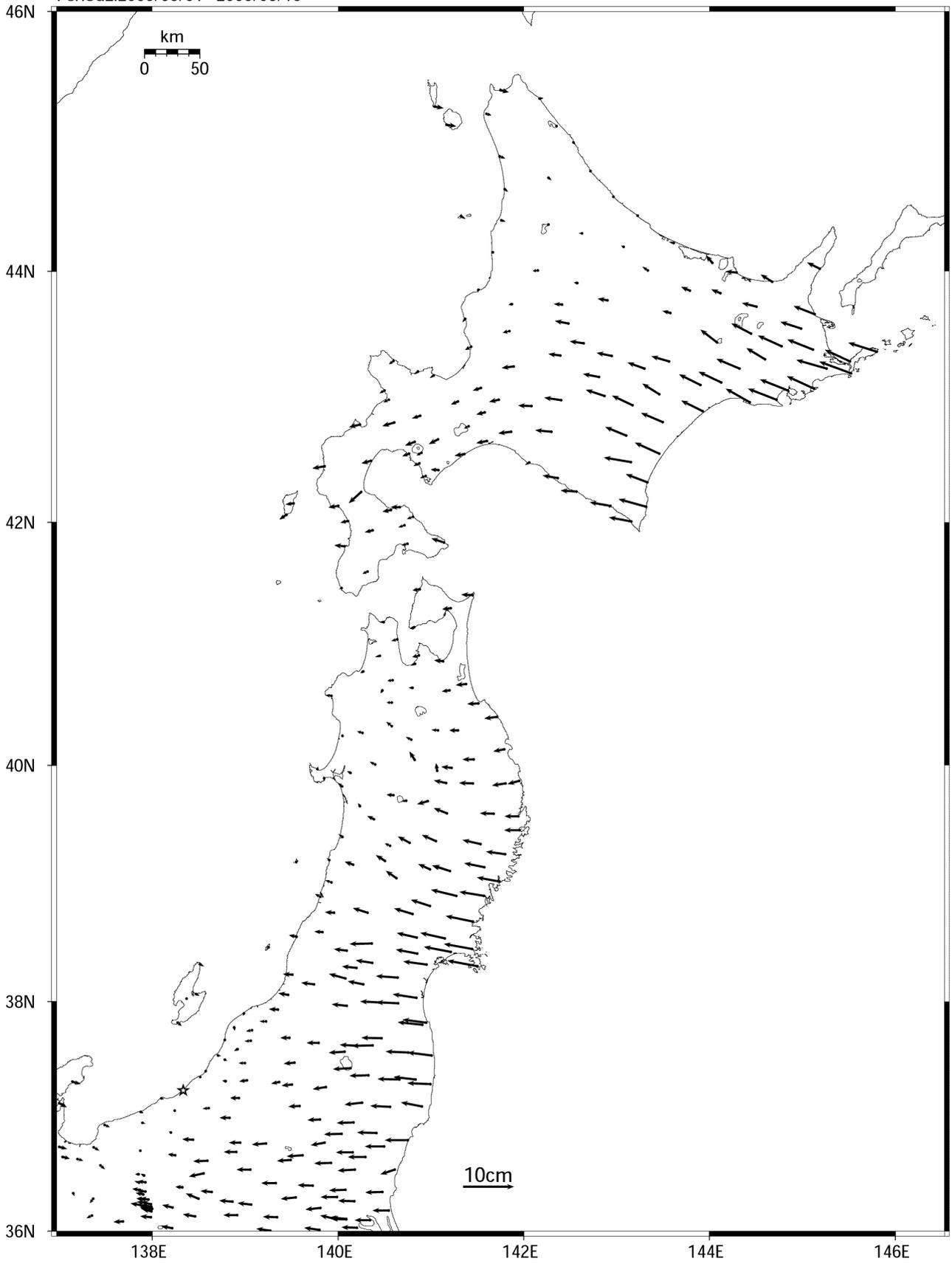


# ベクトル図 (水平) - 2年間 -

Period1:1998/03/01 - 1998/03/15  
Period2:2000/03/01 - 2000/03/15

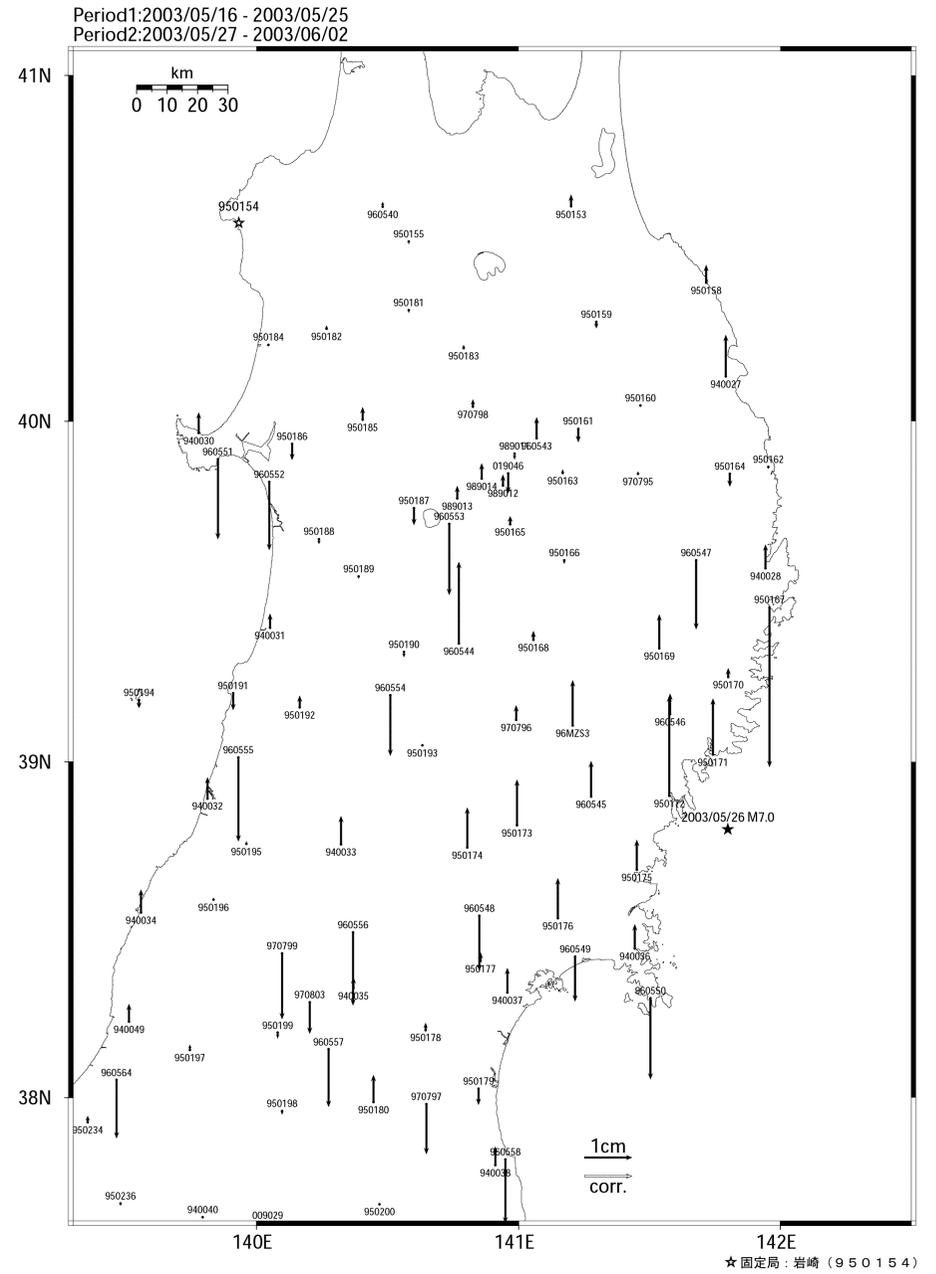
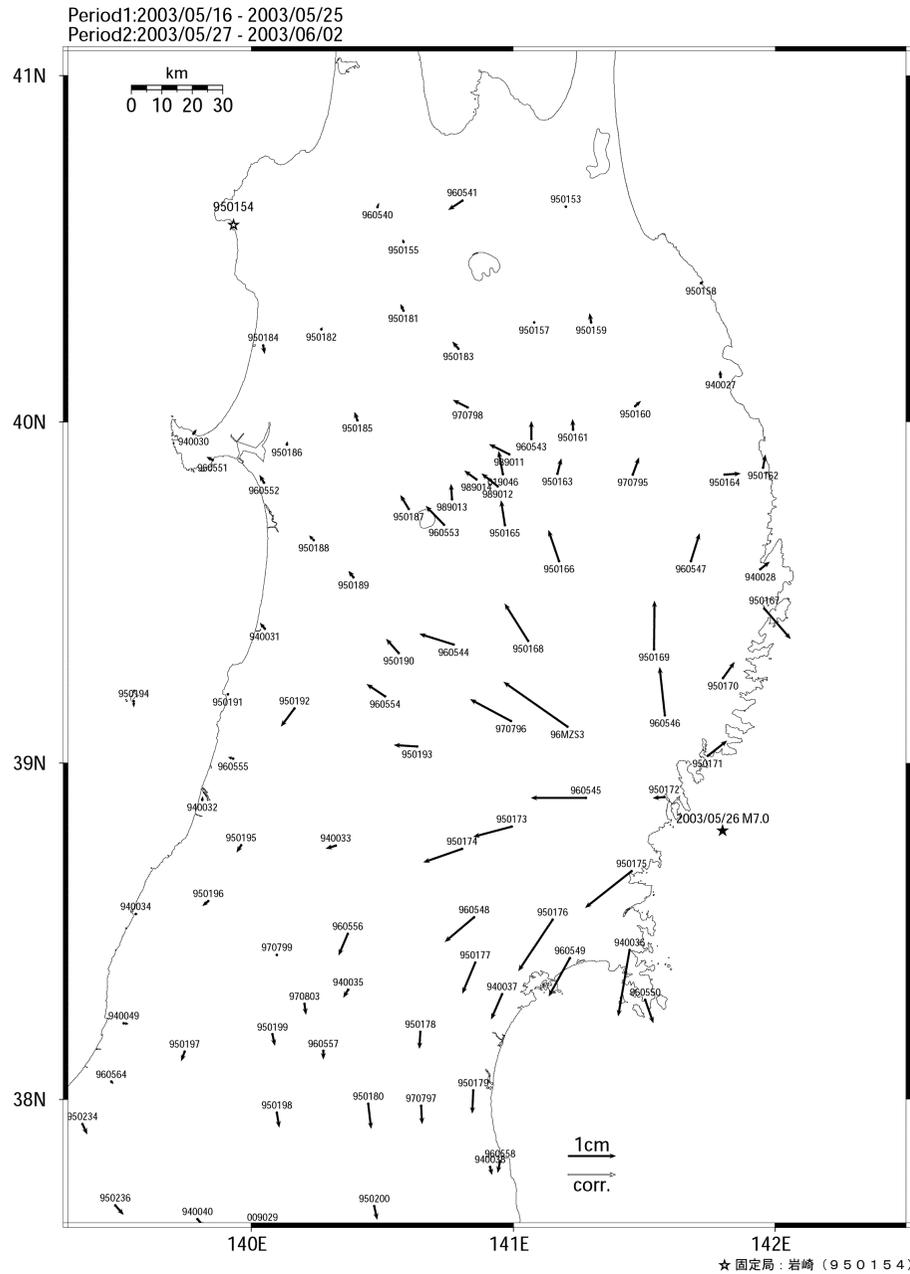


精密暦

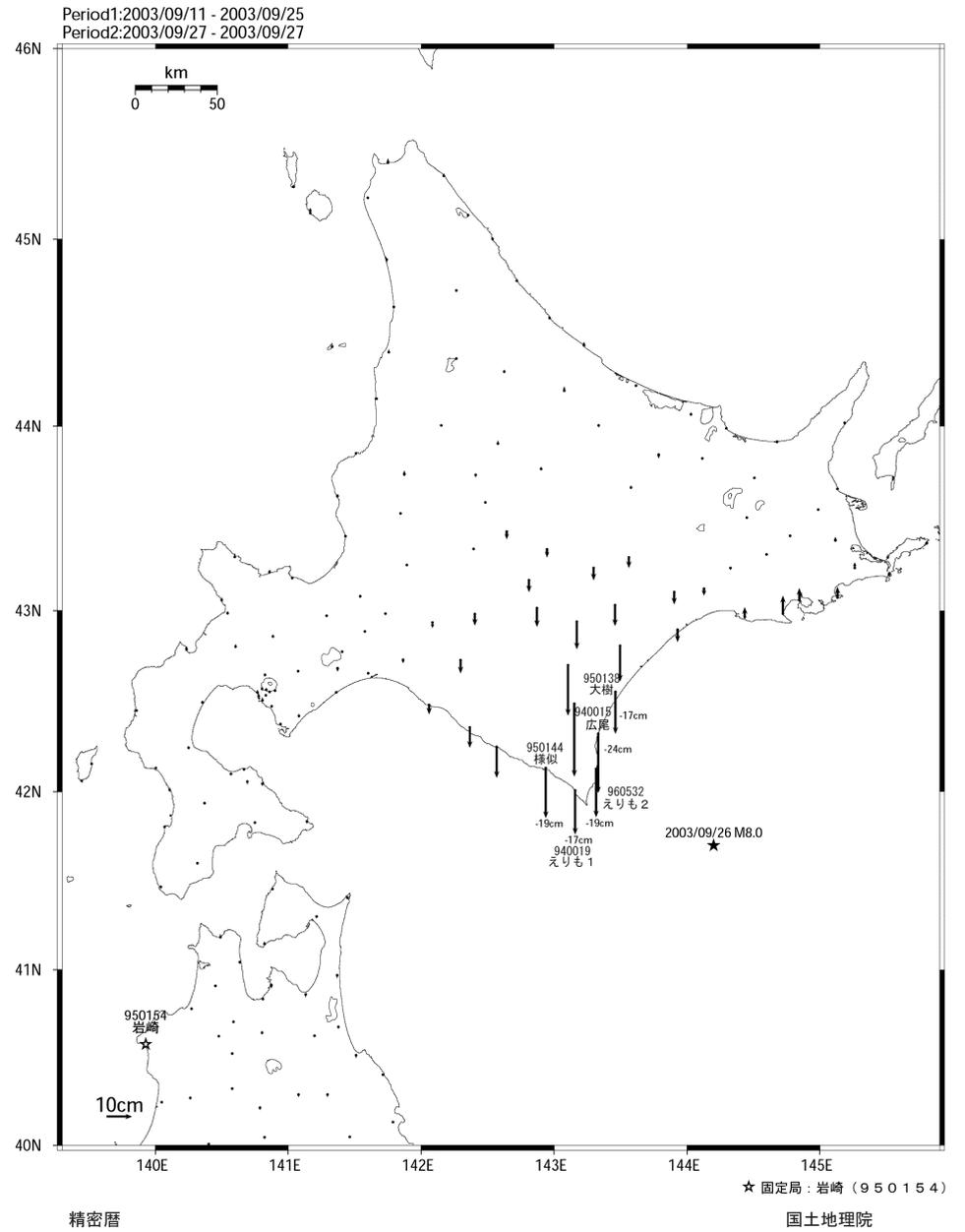
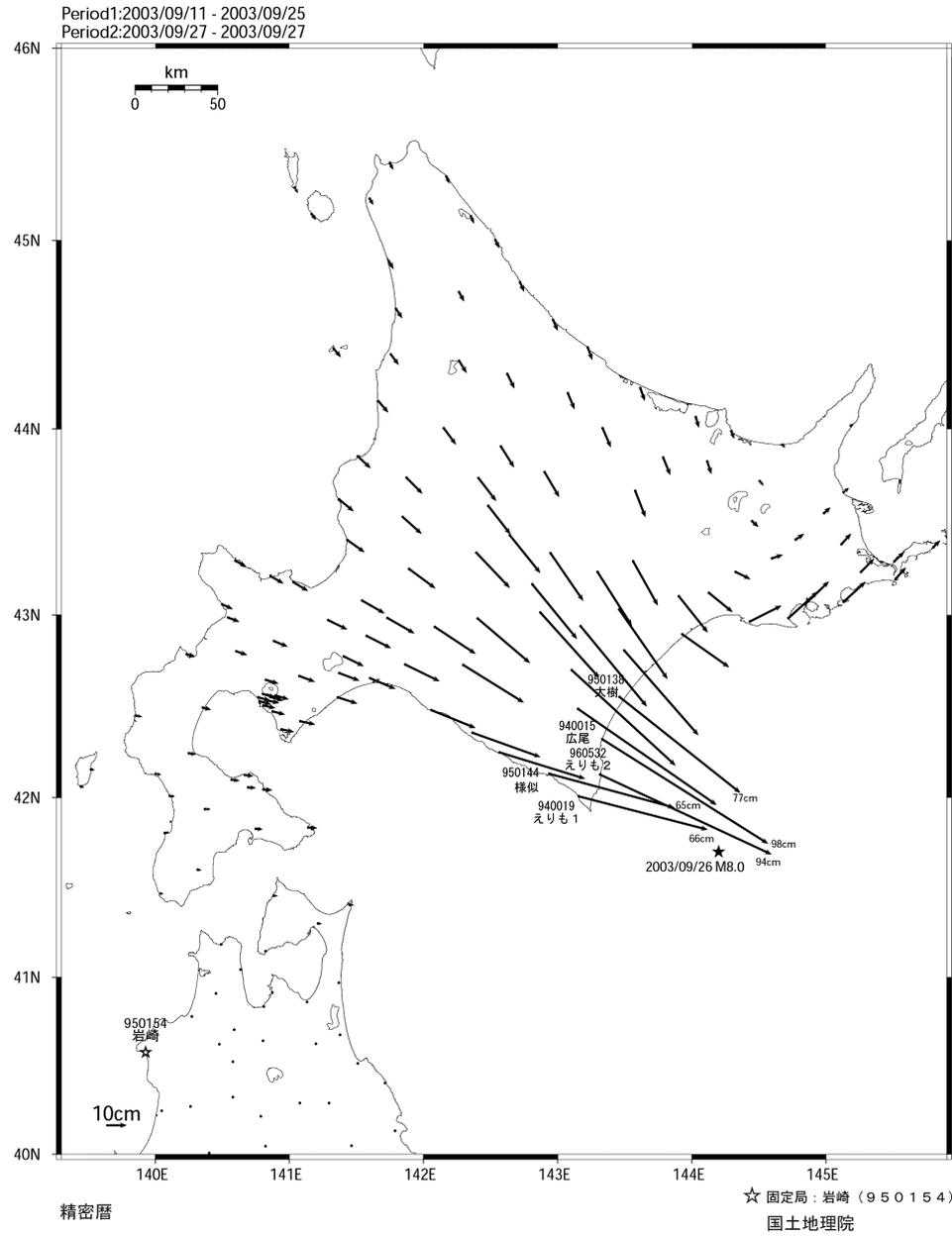
★固定局：大湊（950241）

国土地理院提供

# 2003年5月26日宮城県沖の地震による変動 (水平、上下)



# 2003年9月26日十勝沖地震 変動ベクトル図 (水平、上下)



### 3. 今後の検討の進め方

#### (1) 全体の流れ

##### 本専門調査会における検討事項

#### 1. 想定地震に関する検討

日本海溝・千島海溝周辺で発生する可能性のある地震について、防災対策上対象とすべき地震について検討する。

- ・ 発生する可能性のある地震及び津波の特徴の明確化
- ・ 防災対策の検討対象とすべき地震の選択

#### 2. 地震動および津波の高さ等の算出

日本海溝・千島海溝周辺の地震により想定される地震の揺れの強さ、津波の高さの分布等を算出（個々の地震による分布、全体として可能性のある強震動、津波の高さの分布等）。

強震動予測結果をもとに、液状化、津波による浸水、急傾斜地崩壊等について予測

- ・ 計算方法
- ・ 計算結果の評価

平成16年度末目途

#### 被害予測

地震動予測結果、津波の高さの予測結果等を基にして、擁壁、建築物、火災、人的被害、危険物、交通・輸送施設、供給・処理施設、通信情報システム等の被害予測を行う。

- ・ 被害想定を行うべき地震
- ・ 予測手法
- ・ 予測項目

#### 地震防災対策に関する検討

日本海溝・千島海溝周辺で発生する地震に対し、予防的な地震対策および緊急的な応急対策について検討し、地震対策の基本的事項について整理する。

- ・ 予防的な地震対策の対策
- ・ 緊急的な応急対策シナリオとその対策
- ・ 観測体制の構築（ナウキャスト地震情報の活用等）
- ・ 国・地方公共団体・住民等が一体となった地震防災対策のあり方 等

平成17年秋目途

## (2) 検討の基本方針

耐震化等の各種の地震防災の“予防対策”を具体的に検討するにあたっては、どのような地震形態であっても漏れなく対応できる対策とすることが望まれる。したがって、「想定されるある一つの地震により、それぞれの場所での揺れがどの程度の強さとなるか、またどの程度の高さの津波が来襲するか」ではなく、「想定されるすべての地震が発生した場合に、それぞれの場所での最大の地震動はどの程度の強さとなるか、また最大の津波の高さはどの程度になるか」を検討する必要がある。

一方、実際に地震が発生した場合の“緊急応急対応”を具体的に検討するにあたっては、すべての地震が同時に発生することはありえないので、特定の一つの地震形態をベースに検討することが現実的、実効的である。したがって、「ある一つの地震を想定し、その地震が発生した場合にそれぞれの場所の地震動の強さがどの程度になるか、またどの程度の高さの津波が来襲するか」を検討する必要がある。

なお、本調査会では、前者を「予防対策用震度分布・津波高さ分布」、後者の検討のためのものを「応急対策用震度分布・津波高さ分布」と仮称する。

### 〔予防対策用震度分布・津波高さ分布〕

予防対策用震度分布・津波高さ分布の検討にあたっては、過去に発生した実際の地震をベースとして検討された予防対策に係る投資は、社会的合意は得やすいと考えられることから、東海地震、東南海・南海地震では過去地震の揺れと津波を重視して検討を行ってきたところである。

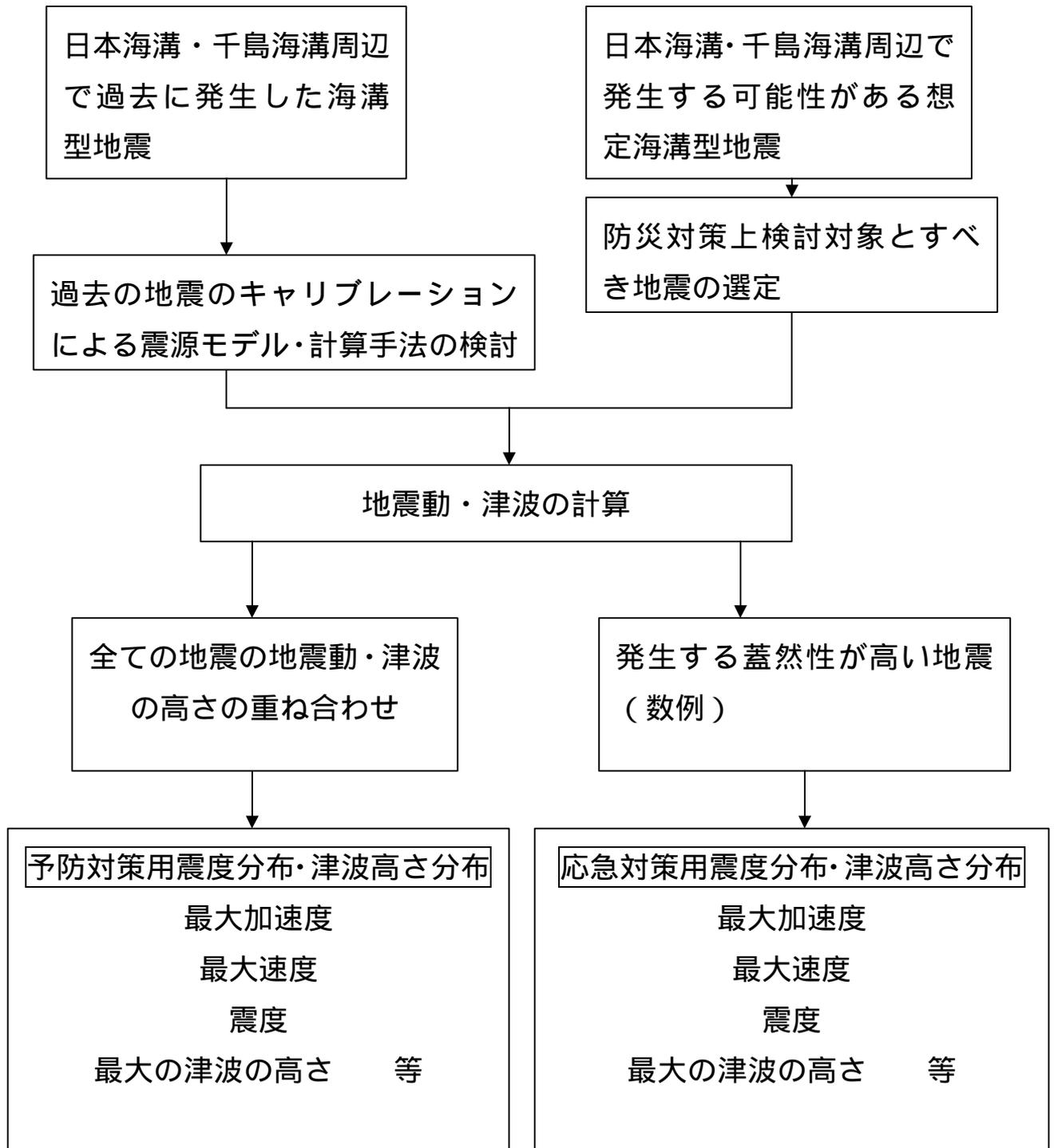
しかし、日本海溝・千島海溝周辺で発生する海溝型地震については、歴史的な資料が比較的少ないことなどから、過去に経験した地震だけを限定的に想定するだけでは十分でない場合も考えられる。

このため、本調査会においては、検討の基本は過去に発生した地震とするものの、あわせて歴史資料には残っていないが予防対策上検討すべき地震としてどのようなものがあるかについても検討し、地震動・津波の高さを想定する。この場合、それぞれの場所において過去経験のない地震の揺れ・津波の高さを想定することにもなるが、これについては現在の科学的知見をもとに過大な想定とならないよう留意することとする。

### 〔応急対策用震度分布・津波高さ分布〕

応急対策用震度分布・津波高さ分布の検討にあたっては、この地域において発生する蓋然性が高いと考えられる地震のうち、数例を検討することとする。

### (3) 地震動・津波予測等について



今回の十勝沖地震の評価や今後の取り扱いを検討するため、必要に応じ北海道WG(仮称)を設置

(4)被害予測について

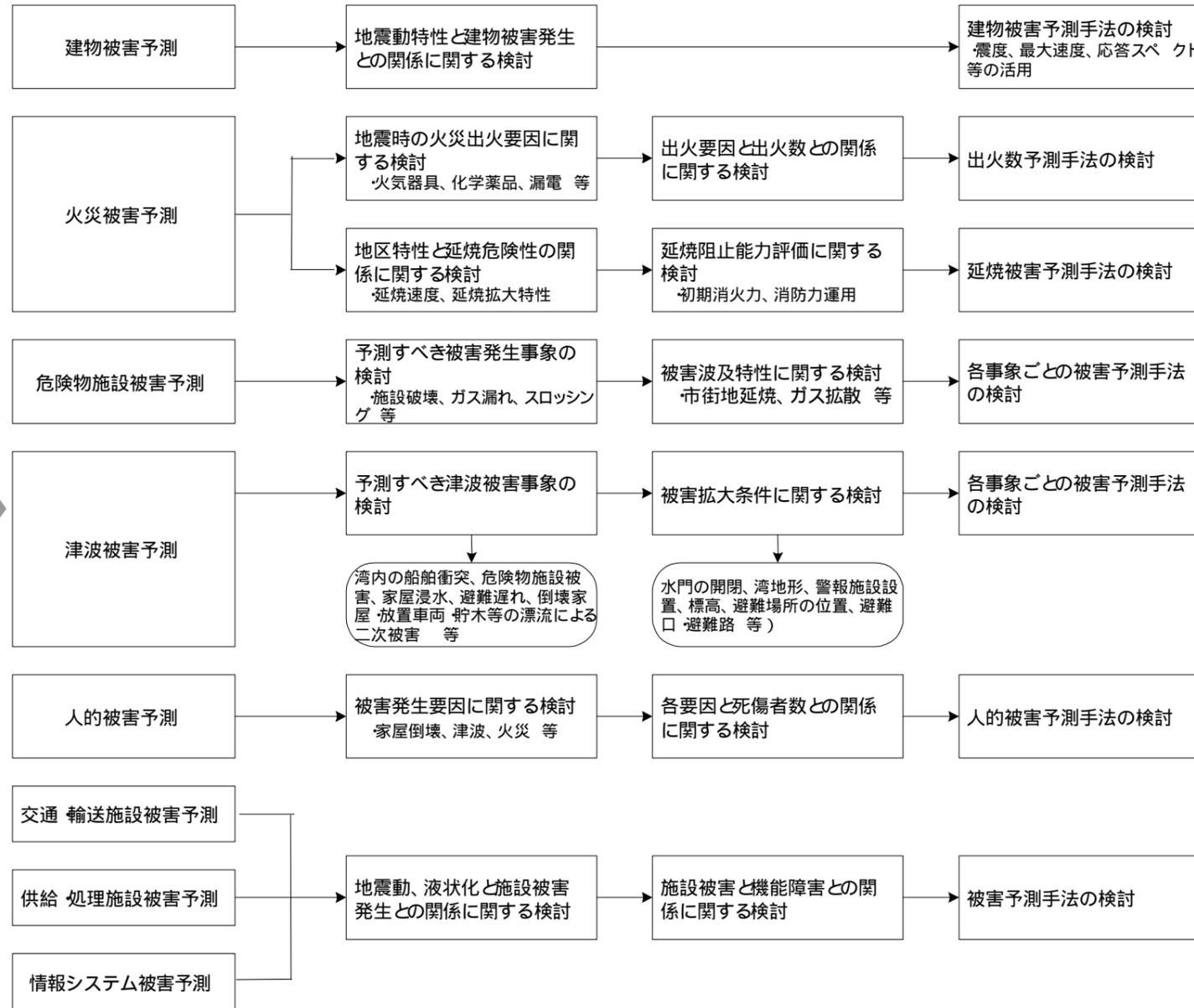
被害予測についての検討の流れ(案)

〔 予防的対策のための被害予測 〕

想定しうる全てのケース設定  
想定地震  
季節、曜日、時間帯

予防対策と被害予測との関係に関する検討  
(例)耐震補強優先度、消防力強化、備蓄計画等

予測すべき被害項目の検討



**マクロ定量被害予測値の算出**

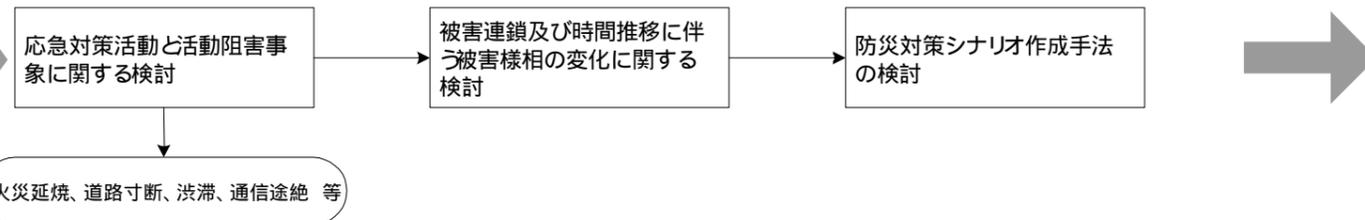
- 木造建物全壊数  
非木造建物全壊数
- 出火数
- 焼失棟数
- 危険物施設全壊数  
ガス漏洩件数等
- 浸水破損家屋数  
死傷者数  
被害船舶数等
- 死者数  
重篤・重症者数  
避難者、罹災者数等
- 通行止め区間、復旧日数等
- 電気、水道、ガス、下水道、廃棄物処理
- 電話、携帯、オンラインシステム等

予防的な地震対策のあり方

〔 応急対策のための防災対策シナリオ 〕

シナリオの検討  
最悪ケース  
特徴的なケース

応急活動場面の検討  
国の防災中枢、被災地自治体等  
参集、救助、救命救急、消火、緊急輸送

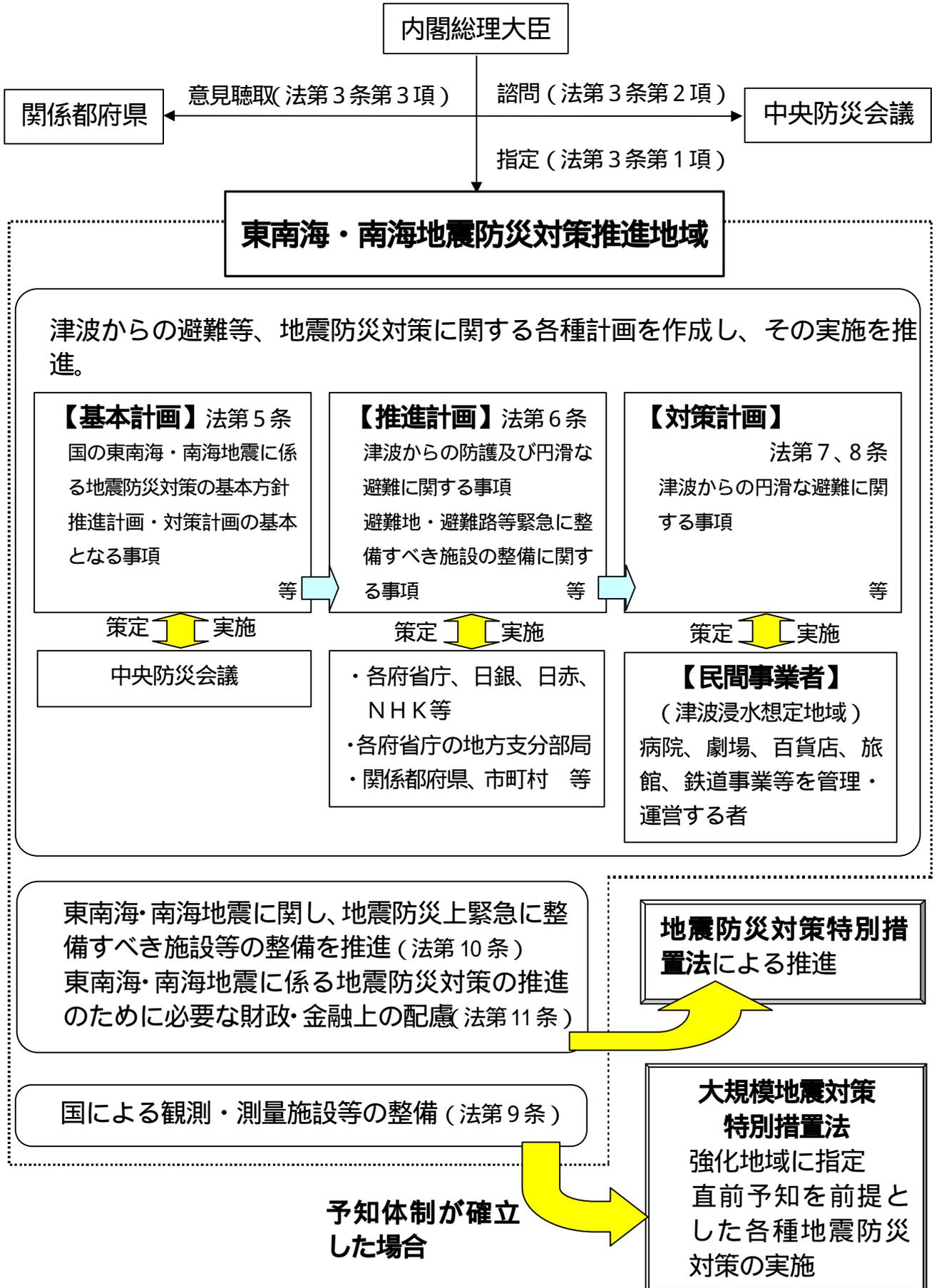


**応急対策シナリオの検討**

- 参集、災害対策本部立ち上げ
- 情報収集 伝達、初動指示
- 救出救助
- 医療救護
- 消火活動
- 緊急搬送(資機材、要員、重篤者等)
- 避難誘導
- 道路啓開

緊急的な地震対策のあり方

# 4 . 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法について（平成 15 年 7 月 25 日施行）



## 5 . 中央防災会議と専門調査会

中央防災会議			
会長	内閣総理大臣		
委員	防災担当大臣をはじめとする全閣僚 (17名以内)	指定公共機関の長 (4名)  日本銀行総裁 福井 俊彦  日本赤十字社社長 藤森 昭一  NHK会長 海老沢 勝二  NTT社長 和田 紀夫	学識経験者 (4名)  東京大学名誉教授 溝上 恵  富士常葉大学教授 重川 希志依  静岡県知事 石川 嘉延  日本消防協会会長 徳田 正明
諮問 ← 答申 → 意見具申 →			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">             ・内閣総理担当大臣           </div>			
専門調査会			
東南海、南海地震等に関する専門調査会 (平成13年10月3日発足) 東海地震対策専門調査会 (平成15年5月終了) 防災に関する人材の育成・活用専門調査会 (平成15年5月終了) 防災情報の共有化に関する専門調査会 (平成15年7月終了) 災害教訓の継承に関する専門調査会 (平成15年7月31日発足) 首都直下地震対策専門調査会 (平成15年9月12日発足) 民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会 (平成15年9月18日発足) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会 (平成15年10月27日発足)			

### 【役割】

防災基本計画及び地震防災計画の作成及びその実施の推進  
 非常災害の際の緊急措置に関する計画の作成及びその実施の推進  
 内閣総理大臣・防災担当大臣の諮問に依る防災に関する重要事項の審議 (防災の基本方針、防災に関する施策の総合調整、災害緊急事態の布告等) 等

防災に関する重要事項に関し、内閣総理大臣及び防災担当大臣への意見の具申

# 中央防災会議専門調査会運営要領

## 中央防災会議

### （調査会の運営）

第1 災害対策基本法施行令第4条第1項の規定に基づき中央防災会議の議決により設置される専門調査会（以下「調査会」という。）の運営については、調査会に関する災害対策基本法施行令の規定によるもののほか、この要領によるものとする。

### （調査会の座長）

第2 調査会に座長を置き、会長の指名する者がこれにあたる。

### （調査会の招集）

第3 調査会は、座長が必要と認めるとき、これを招集するものとする。

### （委員の欠席）

第4 調査会に属する委員又は専門委員（以下「調査会委員」という。）が調査会を欠席する場合は、代理人を調査会に出席させ、又は他の調査会委員に議決権の行使を委任することはできない。

2 調査会を欠席する調査会委員は、座長を通じて、当該調査会に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

### （議事）

第5 調査会は、座長又は第8に規定する座長の職務を代理する者が出席し、かつ、調査会委員の過半数が出席しなければ、調査会を開くことはできない。

2 議事は、出席した調査会委員の過半数をもって決し、可否同数の場合には、座長の決するところによる。

3 座長は、調査会の議題等により必要があると認めるときは、第一項の規定にかかわらず

ず、調査会委員の過半数が出席しない場合であっても、調査会を開くことができる。

(議事要旨)

第6 座長は、調査会の終了後、速やかに、当該調査会の議事要旨を作成し、これを公表する。

(議事録)

第7 座長は、当該調査会議事録を作成し、調査会に諮った上で、一定期間を経過した後にこれを公表する。

(座長代理)

第8 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する調査会委員が、その職務を代理する。

(中央防災会議への報告)

第9 座長は、調査会が調査を終了したとき、又は調査途中において報告を行う必要を認めるときは、当該調査に係る内容を中央防災会議に報告するものとする。

(雑則)

第10 この要領に定めるもののほか、調査会の運営に関し必要な事項は、座長が調査会に諮って定める。